

# 検察は大企業の代弁者なのか？

## コンプライアンス事件で論告（9/13 大津地裁）



滋実行委員会の抗議デモ後の集会(9/13、大津駅前)

滋賀県警組織犯罪対策課によって事件に仕立て上げられた。担当した羽田賢一課長は、のちにセクハラ事件の加害者として訴えられていた最中にもかかわらず、同県警彦根署長に栄転している。公判は 50 回を超え、裁判長はなんと 3 人目である。

### ●「軽微な不備に因縁をつけ」

9月13日、コンプライアンス事件の論告が大津地裁であった。

関生支部がおこなっていた建設現場のコンプライアンス啓蒙活動やビラまき活動が、「軽微な不備に因縁をつけ」る企業恐喝や威力業務妨害だとされ、2018年7月から翌2019年8月にかけて、のべ39人の組合員と6人の生コン協同組合役員らが10回にわけて逮捕された。この事件は、準大手ゼネコンのフジタ、セキスイハイム近畿、東横イン電建、日本建設などが被害届を出し、滋賀県警組織犯罪対策課に

### ●湯川委員長に懲役8年の実刑、2人の執行委員にも実刑を求刑

公判に提出された検察の論告要旨は、じつに118ページにも及ぶ。2度の休憩を挟んで3時間近くに及んだ朗読の最後に、検事は、湯川委員長に懲役8年の実刑、2人の執行委員に懲役4年6月と4年（いずれも実刑）、2人の組合員に懲役3年6月と1年6月、元組合員1人に懲役1年6月を求刑した。

被告人とされた6人のうち3人に実刑を求刑。この異常さにあらためて怒りがこみ上げる。

### ●法令を守らず、生コンを買いたたく側が、どうして「被害者」なのか

検察は、「コンプライアンス活動における法令上の不備等の指摘は、指摘事項の改善や業界の法令遵守等の機運を高めることを真の目的とするものではなく、正当な社会活動を装ってなされる活動にすぎない」と決めつけた。しかし、安全帯をつけずに高所作業させたり、クレーンの吊り荷の下で作業させ、リアバンパーの外れたダンプカーを出入りさせる・・・といった危険極まりない法令違反をくりかえしていた企業が、どうして「被害会社」ということになるのか。

また、労働組合と中小企業協同組合が、建造物の品質に影響を与える生コンの買いたたきを止めさせるために、そして、生コン業界の競争の適正化を実現するために、連携して活動することが、どうして犯罪とされねばならないのか。検察は、コンプライアンス活動について、「経済的利益獲得のため、特定の企業を狙い撃ちにする活動であって、正当行為として正当化される余地はない」などと批難した。検察は法令違反や生コンの買いたたきで不当な利益追求をほしいままにする大企業の代弁者に堕しているというほかない。

### ●証拠なしに「あいつしか犯人はいない」

さらに驚かされるのは、コンプライアンス活動でカネを脅し取ったとされたタイヨー生コン事件についての主張だ。この事件で逮捕されたのは武・前委員長と湯川・現委員長だが、武・前委員長は公判が分離され、すでに昨年7月に大阪地裁でこの事件については無罪（次頁につづく）

判決を受けている。大阪地裁は、事件関係者の証言を詳細に検討したうえで、武・前委員長がカネを要求した事実は認められないとしたのだった。

だが、その無罪判決にはおかまいなしに、検察は論告で、解決金の要求を意思決定できるのは関生支部では副委員長以上の役員だけだと勝手に決めつけたうえで、だから湯川は恐喝の実行犯と認められるなどと主張した。それを裏付ける具体的な事実や証言は示されていない。お前しかないのだからお前が犯人なんだという論法。物証なし、自白なし、動機なしのまま死刑に追い込んだ、あの和歌山カレー事件のやり口を思わず連想させられた。

### ●10月24日に弁論

このデタラメな論告に反論する弁護団の弁論は10月24日の公判に予定されている。

なお、畑山裁判長は、判決は来年の2月下旬から3月上旬で調整したいとしている。